

第25期滋賀県産業教育審議会委員名簿

任期 自：令和2年10月29日 至：令和4年10月28日（2年間） （敬称略）

区分	氏名	現職等	備考	
産業教育に関し学識経験のある者	学識経験者	蔡 晃 植 <small>（ひかり）</small> 長浜バイオ大学 学長		
		山 根 浩 二 <small>（ひろし）</small> 滋賀県立大学 副学長		
		中 平 真由巳 <small>（まゆみ）</small> 滋賀短期大学 教授		
	産業関係者	川 口 剛 史 <small>（たけし）</small> 株式会社市金工業社 代表取締役社長		
		中 村 裕喜枝 <small>（ひろきえだ）</small> たねやグループ 執行役員営業本部長		
		山 崎 泉 <small>（いづみ）</small> 株式会社いと 代表取締役		
	学校関係者	秋 山 茂 也 <small>（なり）</small> 滋賀県立八幡工業高等学校 校長	R3.4.1 から 所属変更	
		中 川 孝 子 <small>（こし）</small> 滋賀県立長浜北星高等学校 校長		
		中 村 俊 英 <small>（ひで）</small> 大津市立瀬田北中学校 校長	R3.3.31まで	
		清 水 貴 博 <small>（ひろ）</small> 彦根市立彦根中学校 校長	R3.5.24から	
	※	行政関係者	飯 田 朋 子 <small>（ともこ）</small> 滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 課長	

※：関係行政機関の職員

任期 自：令和2年12月23日 至：令和4年10月28日（2年間） （敬称略）

区分	氏名	現職等	備考
専門委員	臼 井 正 士 <small>（まさし）</small> 滋賀県立長浜農業高等学校 校長		
	小 島 秀 樹 <small>（ひで）</small> 滋賀県立大津商業高等学校 校長		

第25期 滋賀県産業教育審議会 会議傍聴要領の一部改正について

1 改正理由

- ・書面規制、押印、対面規制の見直しを通し、県民等の負担軽減および行政事務の簡素化、合理化に向けて必要な改正を行うもの。

2 改正内容

- ・傍聴しようとする者に対し、住所、氏名の記載の求めを廃止する。

なお、教育委員会事務局所管の公開会議（定例教育委員会、総合教育会議）においても、同様の改正がなされており、教育委員会の附属機関である本審議会も手続きを行うもの。

3 施行日

- ・公布の日から施行する。

<参考> 滋賀県における書面規制、押印、対面規制の見直し状況について

1 検討対象

法令・条例・規則・要綱等の規定に基づき、県と個人・企業等が行う手続一般で、書面、押印または対面によることを求めている者を対象とする。（ただし法令等に基づく手続で、県の裁量により手続の方法や様式等を改変できないものは対象外とする。）

2 書面規制、押印、対面規制の見直しの方向性

■ 手続等のオンライン化の実現

手続等のオンライン化（電子申請システムでの電子申請やメールでの受付）の実現に向け、利用者のニーズ、利用状況および現場の業務を踏まえたうえで、事務フローを抜本的に見直す。

■ 押印の廃止・添付書類の簡素化

特に、オンライン化の障害となる、押印や原本での提出を求めている添付書類を徹底的に見直す。

■ 手続等自体の要否の検討

個人・企業等に申請行為等を求めることが必要かどうか、庁内で連携する等の代替手段がないかについても、あわせて検討する。

3 見直しの状況

滋賀県全体で約2,000件の手続について検討し、6割に当たる約1,200件を見直す予定。

第 25 期 滋賀県産業教育審議会 会議傍聴要領 新旧対照表

旧（現 行）	新（改正案）
<p>（前文略）</p> <p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>（1）傍聴を希望される方は、所定の時刻までに直接会場前の受付へお越してください。</p> <p>（2）定員を超える場合は、抽選を行い傍聴者を決定します。</p> <p>（3）傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴を受け付けます。</p> <p>（4）傍聴者は、<u>受付で住所と氏名を記入いただいた後</u>、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。</p> <p>2 以下</p> <p>（略）</p> <p>付 則</p> <p>（略）</p>	<p>（前文略）</p> <p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>（1）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）</p> <p>（4）傍聴者は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。</p> <p>2 以下</p> <p>（略）</p> <p>付 則</p> <p>（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要領は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>

第25期 滋賀県産業教育審議会 会議傍聴要領

滋賀県産業教育審議会

第25期滋賀県産業教育審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、所定の時刻までに直接会場前の受付へお越してください。
- (2) 定員を超える場合は、抽選を行い傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴を受け付けます。
- (4) 傍聴者は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに退席すること。
- (5) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

付 則

この要領は、令和2年10月29日から施行する。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

第25期 滋賀県産業教育審議会 第2回会議 会議概要(案)

日 時 令和2年12月23日(水) 15時00分～17時30分
 場 所 滋賀県庁新館7階大会議室
 出席委員 蔡委員、山根委員、中平委員、川口委員、中村(裕)委員、山崎委員、秋山委員、中川委員、
 中村(俊)委員、飯田委員 以上10名全員出席 白井専門委員、小島専門委員(敬称略)
 県出席者 福永教育長、谷口教育次長、森教育次長、富江高校教育課長、村井魅力ある高校づくり
 推進室長、横井参事、伊吹参事、金田主査、他関係職員
 傍聴者等 傍聴：1名

1. 開 会

(1) 専門委員の委嘱について

委員に対して委嘱状が交付された。任期は令和2年12月23日から令和4年10月28日までとされた。

(2) 専門委員の自己紹介

委員より自己紹介が行われた。

(3) 滋賀県産業教育審議会第1回会議および学校見学会の概要について

事務局より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

2. 協議

「これからの産業教育の在り方について」

(1) 第1回会議での意見を踏まえた論点まとめについて

富江高校教育課長より資料に基づき説明があった。第1回会議で出た意見を整理し、5つの論点にまとめ議論を進めることとなった。議論にあたっては、専門高校各学科の現状や課題をそれぞれ報告し、それらを共有したうえで論点に沿って議論することとした。併せて、最新の国の文教政策の動向ならびに滋賀県高等専門人材育成機関検討会における高等専門学校に関する資料について説明があった。

(2) 各学科における課題、実態等についての報告

各学科における課題、実態等について、各委員および専門委員からの報告があった。主な内容は次のとおり。1) Society5.0 社会の目指す姿、人材育成像 2) 課題 3) 地域や産業界との連携

① 農業

- 1) 超省力、高品質生産、スマート農業への対応、GAP教育やHACCP教育の推進
- 2) 老朽化した施設・設備の更新、認証取得審査、更新等維持に係る費用
- 3) 法人農家との連携、インターンシップやプロジェクト学習を通じた企業との連携

② 工業

- 1) デジタル社会に対応した最先端の知識や技術と、モノづくりの基礎的基本的技術の習得
- 2) 高額な機械・機器の更新、指導者の育成と若手教員の指導力、技術力の向上、企業との関わり方
- 3) 大学、企業等と単位認定も視野に入れた長期的な連携、長期インターンシップの実施

③ 商業

- 1) クリエーター人材、アントレプレナー人材など新たな価値、アイデアを生み出す人材
- 2) 企業の最先端の技術やノウハウを身につけた指導者の育成、研修制度の充実
- 3) 地域を含めた行政、学校、大学、産業界が一体となった連携、地域づくり、まちづくり

④ 家庭・福祉

- 1) I o TやA Iの技術を使いこなせる人材、多職種協働に必要なチームマネジメント力

- 2) 指導者の人材の確保、教員免許がなくても専門的な指導ができる人材の登用制度
- 3) 地域や産業界、高等教育機関との連携を推進するコーディネーターの配置、教育資源バンク

(3) 論点ごとの協議

各学科における課題、実態等を踏まえ、論点ごとに意見交換を行った。主な意見は次のとおり。

論点① 「Society5.0 社会に対応した人材育成について」

- (ア) I o Tなどの技術は1年も経てばどんどん変わる。変化の速い Society5.0 社会に対応するためには、基本となる部分をしっかり身につけることが重要。そのうえで、民間企業等で新しい技術に触れる機会や実習を設けることも有効。また、既存設備で可能な最適な学習を工夫する。
- (イ) 新しい技術の習得は、企業に入ってから On-the-job Training が基本。高等学校段階においては、I o TやA Iなど技術革新を推進していく技術者の卵となる人材を育てることが求められており、社会的なマナーを身につけることや、自分の進路を導くためのキャリア教育も重要。
- (ウ) 滋賀県のこだわりある産業や企業としっかりスクラムを組み、滋賀の産業全体と高校教育を結び付けながら、世の中に対してその価値を見出していくことが必要。

論点② 「地域や産業界と連携した産業教育について」

- (ア) これまで以上に地域や産業界との連携を進めるためには、学校とそれらのニーズのマッチングをコーディネートする部署や専門人材の配置が必要。
- (イ) 大企業のCSR活動と連携し、大型機械の買い替えや遊休設備等の提供を受けるために、県と各企業が包括協定を結び、情報共有していくことが必要。
- (ウ) 高校生が学習の機会として参画できるようなプロジェクトやプランニングなどの取組を企業や産業界から創出していくような働きかけが必要。

論点③ 「産業教育の推進にかかる環境整備について」

- (ア) 教育に必要なものは要求していくことも大切だが、新しい設備を入れても10年ぐらいで陳腐化する。最先端機器は産業界に出て行って実習をさせてもらうなど、持続可能な仕組みを考えることが必要。
- (イ) 産業教育を教える教員の人材不足について、教員志望の生徒が増えるような取組と、特別免許状や特別社会人講師といった制度を活用し、人材の確保が必要。
- (ウ) これからの新しい産業を教えるには、教える側にもより高いスキルが求められる。新しい知識や技術を取り入れるためにも、民間企業や大学で研鑽を積む研修制度の充実が必要。

論点④ 「魅力を伝える方策について」

- (ア) Instagram や Twitter といったSNSや動画配信などを利用し、時代に即した広報を展開
- (イ) OBOG訪問など、卒業生が直接魅力を伝えるような機会を設ける
- (ウ) 中学校教員が産業教育を知るための研修や小学校から大学までの教員の相互交流の実施
- (エ) 「専門高校フェスティバル」といったイベントを企画し、高校生が小中学生や保護者に対して成果発表をしたり、プログラミング教室などを開催したり、知る機会を増やす。

3. 閉会

閉会にあたり、福永教育長から挨拶があった。

なお、今後の審議のスケジュールに関して、審議の進捗状況等から、当初予定より1回追加し、計5回で開催することとし、次回の第3回審議会の日程（5月中旬）については、改めて調整することとなった。